

13. 外国籍の方の手続きについて

◇外国籍の方が死亡したとき

在留カード等を所持する外国人の方が死亡したときは、死亡の日から14日以内に、中長期在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。

・返納手続きをする人：長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人

◇死亡した方の配偶者やご家族が外国籍の場合

死亡した方の配偶者やご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に届出が必要な場合があります。

詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

◇東京出入国在留管理局 高崎出張所

☎ 027-328-1154

住所 高崎市高松町26-5 高崎法務総合庁舎1階

◇外国人在留総合インフォメーションセンター

☎ 057-013904

MEMO

14. お問い合わせ窓口一覧(詳しくは、掲載ページをご覧ください)

	お問い合わせ内容	担当課など	窓口
p.3	死亡届について	市民課	テラス沼田3階 柱番号03
p.4	戸籍について	市民課	テラス沼田3階 柱番号03
p.4	住民票について	市民課	テラス沼田3階 柱番号03
p.5	印鑑登録(印鑑登録証)について	市民課	テラス沼田3階 柱番号03
p.5	マイナンバーカードについて	市民課	テラス沼田3階 柱番号03
p.6	年金の手続きについて	国保年金課	テラス沼田3階 柱番号03
		渋川年金事務所	0279-22-1614
p.7	葬祭費について	国保年金課	テラス沼田3階 柱番号03
p.7	介護保険について	介護高齢課	テラス沼田3階 柱番号04
p.8	福祉の手続きについて	社会福祉課	テラス沼田3階 柱番号05
p.8	福祉医療の手続きについて	国保年金課	テラス沼田3階 柱番号03
p.8	児童に関する手続きについて	子ども課	テラス沼田3階 柱番号06
p.9	住民税の手続きについて	税務課	テラス沼田3階 柱番号12
p.9	所得税、相続税について	沼田税務署	0278-22-2131
p.9	固定資産税・都市計画税について	税務課	テラス沼田3階 柱番号12
p.10	軽自動車税 自動車税について	原付(125cc以下)・小型 特殊自動車・ミニカー	税務課 テラス沼田3階 柱番号12
		125ccを超える オートバイ・自動車	関東運輸局 群馬運輸支局 050-5540-2021 (自動車ヘルプデスク)
		三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 群馬事務所 050-3816-3109 (コールセンター)
p.10	市税の口座振替について	税務課	テラス沼田3階 柱番号12
p.11	市営住宅関係の手続きについて	建築住宅課	テラス沼田4階 柱番号13
p.11	空家の相談について	建築住宅課	テラス沼田4階 柱番号13
p.12	土地・家屋の相続手続きについて	前橋地方法務局 沼田支局	0278-22-2518
p.12	農地の相続について	農業委員会	テラス沼田5階 柱番号16
p.12	水道・下水道の手続きについて	上下水道経営課	テラス沼田4階 柱番号13
p.13	外国籍の方、故人の配偶者やご家族 が外国籍の方の手続きについて	東京出入国在留管理局 高崎出張所	027-328-1154
		外国人在留総合インフォメーションセンター	057-013904

15. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	お近くの年金事務所に直接ご確認ください。 沼田市の場合は、渋川年金事務所です。 TEL0279-22-1614

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

MEMO

◇その他の相続に関する手続き/相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。戸籍は故人の本籍地の市役所で取得できます。申請の際に「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要」とお伝えください。 ※戸籍に死亡の記載がされる日数については、P.4「2.戸籍について」をご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	相続の開始を知ったときから 3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納 (有効期限内のもの)		沼田交通安全協会 0278-23-0368	準備するもの等は 事前にご確認ください
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納 (有効期限内のもの)		市区町村の旅券窓口 沼田市の場合は市民課	
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約	早めに	上下水道経営課 水道料金・開閉栓担当 0278-24-8811	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHKふれあいセンター フリーダイヤル 0120-151515	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		新聞・定期購読物・ オンラインサービスなど 各契約会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		市役所課税課 陸運支局 軽自動車検査協会	

※内容については変更になる場合があります。詳しいことは手続き窓口へお問い合わせください。

16. ご遺族メモ

◇家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

◇故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

17. よくある質問

死亡届に伴い、特に質問の多い事項についてまとめました。お手続きの際の参考にしてください。

Q1. 火葬が終わった後、「死体火葬許可証(火葬執行済証明があるもの)」が渡されましたが、何に使うものですか？

回答) 「死体火葬許可証(火葬執行済証明があるもの)」は墓地や納骨堂の管理者へ提出するもので、納骨する際に必要な書類です。納骨までに時間がかかる場合は、お骨と一緒に保管するなど大切に保管してください。

Q2. 「死亡証明書」というものはありますか？

回答) 市区町村長が交付する証明書では、「死亡証明書」という名称のものはありません。通常、死亡したことを証明するものは、次のものが考えられます。

- ① 医師が証明した「死亡診断書」…医師が交付(死亡診断をした病院で請求)
 - ② 戸籍または除籍証明書…故人の本籍地の市区町村が交付
 - ③ 除かれた住民票の写し…故人の住所地の市区町村が交付
- 提出先に確認していただき、必要な証明書を請求してください。

Q3. 死亡保険金の請求手続きに、「死亡届のコピー」が必要といわれました。市役所に提出した死亡届のコピーをもらえますか？

回答) 戸籍の届書は、戸籍法により原則非公開となっているため、提出された死亡届のコピーをすることはできません。ただし、法令によって届書の記載事項証明書の提出を義務づけている場合は、「利害関係人」からの請求により交付が可能な場合があります。

- ◎ 郵便局簡易保険(死亡保険金100万円を超えるもの)の請求については、「利害関係人」からの請求により「届書の記載事項証明書」の交付が可能です。
- ◎ 市役所へ提出する前の死亡届は、コピーすることができます。

Q4. 父の死亡したことが記載されている戸籍の証明が必要になりましたが、父の本籍地がわかりません。どうしたらわかりますか？

回答) 故人の死亡時の本籍地は、次のような書類等で確認できます。

- ◎ 火葬許可証(納骨の際に必要な書類)の本籍欄
(閉庁日に届出をした場合は、正確な本籍が記載されていない場合があります)
- ◎ 故人の除かれた住民票の写し(本籍を記載したもの)
- ◎ 故人の古い運転免許証(ICチップ無)の本籍欄(現在の免許証には本籍欄がありません)
- ◎ 故人の子が婚姻している場合、子の現在戸籍の「従前戸籍」
- ◎ 故人の子が未婚の場合は、父と子の本籍は同じ

**Q5. 相続手続きのため、死亡した父と私が親子であるという証明が必要といわれました。
何を請求すればいいですか？**

回答) 親子関係の証明の場合、あなたの現在戸籍を本籍地へ請求してください。あなたの戸籍に「父の氏名」と「続柄」が記載されていますので、親子の証明になります。
あなたが未婚の場合は、故人のお父様と同じ戸籍となります。
あなたが婚姻している場合は、故人のお父様と別戸籍になりますので、お父様と同じ戸籍にいるものが必要な場合は、婚姻前の戸籍を請求してください。
提出先の求めているものが何かを確認してから、請求してください。

**Q6. 相続の手続きに、故人の「出生から死亡までの戸籍」が必要といわれました。
どのように請求すればいいですか？**

回答) 故人の死亡時の戸籍からさかのぼって戸籍を請求すると、揃えることができます。
一般的な手順は次のとおりです。

- ① 故人の「死亡時の本籍」を確認する。(不明の場合は、Q4をご覧ください)
- ② ①で判明した故人の本籍地の市区町村に、戸籍の証明書を請求する。
本籍地の市区町村窓口で請求するか、郵送で請求することもできます。
郵送用の請求書は、市のホームページからダウンロードできます。
(市民課窓口でもお渡しできます)
- ③ 取得した故人の戸籍の内容を確認し、その前の戸籍を特定する。
出生時の戸籍まで、②③を繰り返す。

※本籍地が沼田市の場合は、市民課窓口で「出生から死亡までの戸籍が必要」である旨をお伝えください。

【請求できる人】故人の配偶者・直系親族(父母・子・祖父母・孫など)

【請求に必要なもの】

- ・窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
- ・故人との関係がわかる戸籍(本籍が沼田市の場合は不要)
- ・今まで揃えた戸籍がある場合は、証明書の一式
- ・手数料(1セット3,000円程度)

戸籍は、法改正により改製されています。沼田市では昭和34年前後と平成13年(旧白沢村は平成10年)に法改正に伴う改製を行っているため、最低でも2通以上の戸籍に故人の記載があると思われます。除籍・改製原戸籍は1通750円です。

※ご不明な点は、市民課窓口にお問い合わせください。

このハンドブックは、株式会社鎌倉新書との官民協働事業として作成しました。広告の募集については、協定に基づき株式会社鎌倉新書の裁量により募集いただいたものです。

関係者の皆さまのご協力により、市の財源負担なく作成できましたことを、深く感謝申し上げます。

発行 沼田市市民部市民課
住所 〒378-8501
群馬県沼田市下之町888番地(テラス沼田3階)
TEL 0278-23-2111(代表)
編集・制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2022年4月作成